

## 第 33 号 議 案

長崎県立自然公園条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 6 年 2 月 20 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

### 長崎県立自然公園条例の一部を改正する条例

長崎県立自然公園条例（昭和33年長崎県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 公園事業 公園計画に<u>基づいて</u>執行する事業であって、自然公園の保護又は利用のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。</p> <p>(県等の責務)</p> <p>第 3 条 県、事業者及び自然公園の利用者は、長崎県環境基本条例（平成 9 年長崎県条例第47号）第 3 条に定める自然環境の保全についての基本理念にのっとり、優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように、それぞれの立場において<u>努めるとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 公園事業 公園計画に<u>基いて</u>執行する事業であって、自然公園の保護又は利用のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。</p> <p>(県等の責務)</p> <p>第 3 条 県、事業者及び自然公園の利用者は、長崎県環境基本条例（平成 9 年長崎県条例第47号）第 3 条に定める自然環境の保全についての基本理念にのっとり、優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。</p>

2 県は、自然公園に生息し、又は生育する動植物の保護が自然公園の風景の保護に重要であることに鑑み、自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずるものとする。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第4条 この条例の適用に当たっては、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、自然公園の保護及び利用と国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

(公園計画及び公園事業の決定)

第7条 公園計画及び公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。ただし、公園事業の決定において、審議会が軽微な事項と認めるものについては、審議会の意見を聴くことを要しない。

2 公園計画は、自然公園ごとに、当該公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。

3及び4 略

(公園計画及び公園事業の廃止及び変更)

第8条 略

2 前条第3項の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。

3 前条第1項ただし書及び第4項の規定は、公園事業の廃止及び変更について準用する。

(承継)

第11条 公園事業者(第9条第3項の認可を受けた者に限る。)が国及び公共団体以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたとき

2 県は、自然公園に生息し、又は生育する動植物の保護が自然公園の風景の保護に重要であることにかんがみ、自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずるものとする。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第4条 この条例の適用に当っては、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、自然公園の保護及び利用と国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

(公園計画及び公園事業の決定)

第7条 公園計画及び公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。

2及び3 略

(公園計画及び公園事業の廃止及び変更)

第8条 略

2 前条第2項及び第3項の規定は、公園計画及び公園事業の廃止及び変更について準用する。

(承継)

第11条

は、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

2 略

3及び4 略

5 第3項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

(報告の徴収及び立入検査)

第17条 知事は、第9条第3項の認可を受けた者に対し、公園事業の適正な執行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2及び3 略

(特別地域)

第18条 略

2～7 略

8 次に掲げる行為については、第3項及び前3項の規定は、適用しない。

(1) 略

(2) 第25条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であって、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従って行うもの

(3) 略

(普通地域)

第20条 自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予

略

2及び3 略

4 第2項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

第17条 知事は第9条第3項の認可を受けた者に対し、公園事業の適正な執行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2及び3 略

(特別地域)

第18条 略

2～7 略

8 次の各号に掲げる行為については、第3項及び前3項の規定は、適用しない。

(1) 略

(2) 第25条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であって、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従って行うもの。

(3) 略

(普通地域)

第20条 自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び

定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。

(1) その規模が知事が定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が知事が定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(2)～(6) 略

2～7 略

（報告の徴収及び立入検査）

第22条 略

2及び3 略

4 第1項及び第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（集団施設地区）

第23条 知事は、自然公園の利用のための施設を集团的に整備するため、公園計画に基づいて、その区域内に集団施設地区を指定するものとする。

2 略

（利用のための規制）

第24条 自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

(1)及び(2) 略

(3) 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであって、当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号又は第3号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。

着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。

(1) その規模が知事が定める基準をこえる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が知事が定める基準をこえるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(2)～(6) 略

2～7 略

（報告の徴収及び立入検査）

第22条 略

2及び3 略

（集団施設地区）

第23条 知事は、自然公園の利用のための施設を集团的に整備するため、公園計画に基いて、その区域内に集団施設地区を指定するものとする。

2 略

（利用のための規制）

第24条 自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1)及び(2) 略

2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。

### 3 略

(風景地保護協定の締結等)

第25条 知事若しくは市町又は第31条第1項の規定により指定された公園管理団体で第32条第1項第1号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域（海域を除く。）内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「風景地保護協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

(1)～(5) 略

2～5 略

(指定)

第31条 知事は、自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であって、次条第1項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

2～4 略

(業務)

第32条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)及び(2) 略

### 3 略

(風景地保護協定の締結等)

第25条 知事若しくは市町又は第31条第1項の規定により指定された公園管理団体で第32条第1号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域（海域を除く。）内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「風景地保護協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

(1)～(5) 略

2～5 略

(指定)

第31条 知事は、自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

2～4 略

(業務)

第32条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

(3) 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

(1) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

(2) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

(3) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

(4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

第33条 公園管理団体は、知事との密接な連携の下に前条第1項第1号に掲げる業務を行わなければならない。

(利用の増進のための情報の提供等)

第37条の2 県は、自然公園の利用の増進に資するため、県内外において、自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。

第39条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条第1項又は第21条第1項の規定による命令に違反したとき。

(2) 第18条第3項の規定に違反したとき。

第40条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(4) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

(5) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

第33条 公園管理団体は、知事との密接な連携の下に前条第1号に掲げる業務を行わなければならない。

第39条 第14条第1項又は第21条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第3項の認可を受けた者が、同条第6項の規定に違反して、同条第4項各号に掲げる事項を変更したとき。

(2) 第9条第10項の規定により認可に付された条件に違反したとき。

(3) 第19条の規定により許可に付された条件に違反したとき。

第41条 第10条、第20条第2項又は第34条の規定による命令に違反したときは、当該違反をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第42条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

(2) 第20条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(3) 第20条第5項の規定に違反したとき。

(4) 第22条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(5) 第22条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(6) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第24条第1項第1号に掲げる行為をしたとき。

(7) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第24条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号又は第3号に掲げる行為をしたとき。

(8) 第37条第5項の規定に違反して同条第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げたとき。

第43条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者

(1) 第9条第6項の規定に違反して、同条第4項各号に掲げる事項を変更した者（第9条第3項の認可を受けた者に限る。）

(2) 第9条第10項の規定により認可に付された条件に違反した者

(3) 第18条第3項の規定に違反した者

(4) 第19条の規定により許可に付された条件に違反した者

第41条 第10条、第20条第2項又は第34条の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第20条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第20条第5項の規定に違反した者

(3) 第22条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第17条第1項又は第22条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ又は忌避した者

(5) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第24条第1項第1号に掲げる行為をした者

(6) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第24条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号に掲げる行為をした者

(7) 第37条第5項の規定に違反して同条第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

第43条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者

が、その法人又は人の業務に関して第39条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第44条 第9条第9項、第12条又は第13条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（第9条第3項の認可を受けた者に限る。）は、5万円以下の過料に処する。

が、その法人又は人の業務に関して前4条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第44条 第9条第9項、第12条、第13条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（第9条第3項の認可を受けた者に限る。）は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

自然公園法の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。